

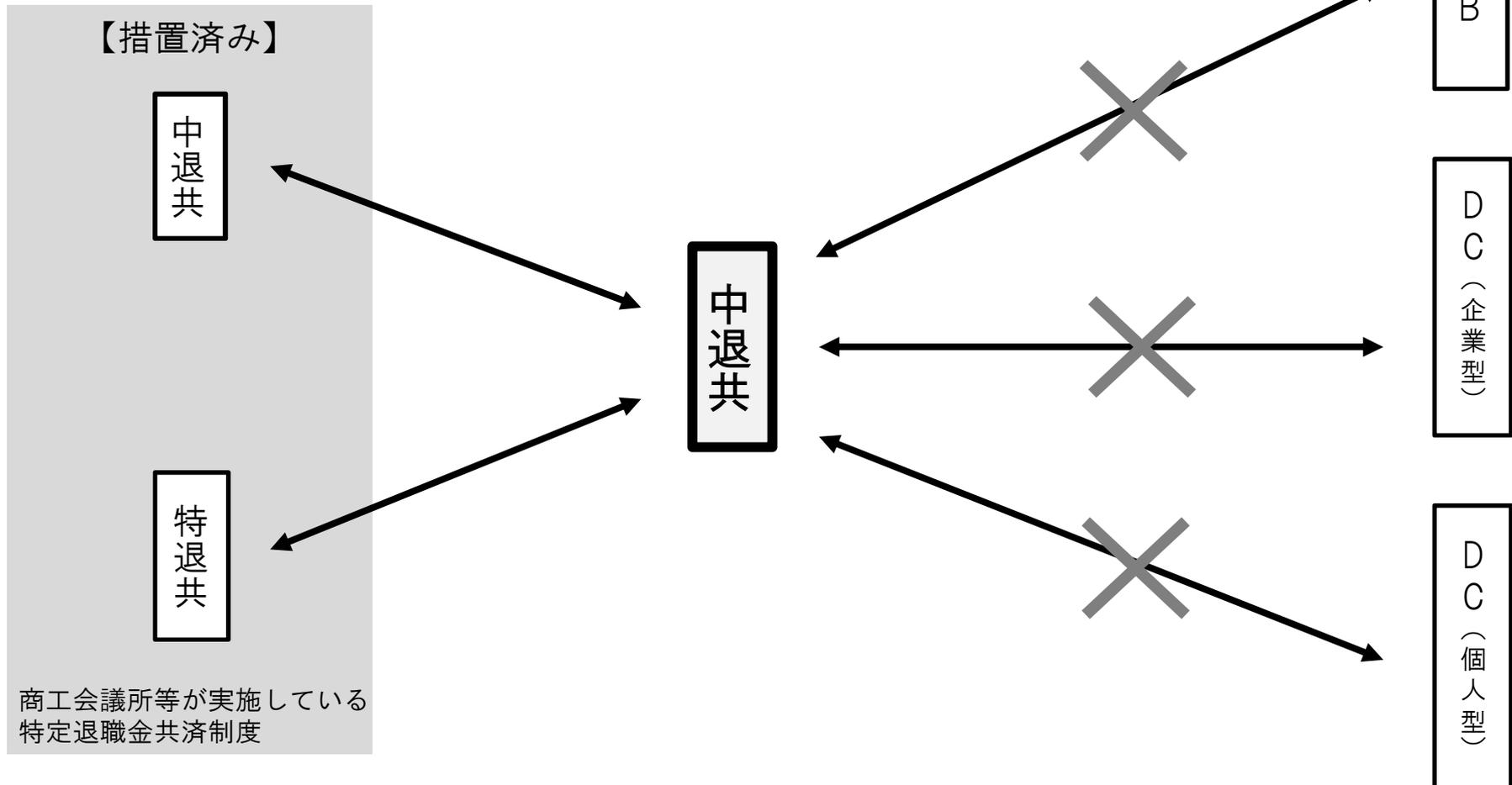
中小企業退職金共済制度と企業年金制度との ポータビリティの拡充について

平成26年12月16日
厚生労働省労働基準局

中退共と企業年金制度のポータビリティの現況

- 制度間のポータビリティは、個人単位の資産移換と事業主単位の資産移換に分類。
- 中退共の個人単位のポータビリティは、中退共の事業所間及び特退共との間で措置されているが、企業年金（DBやDC）との間では措置されていない。

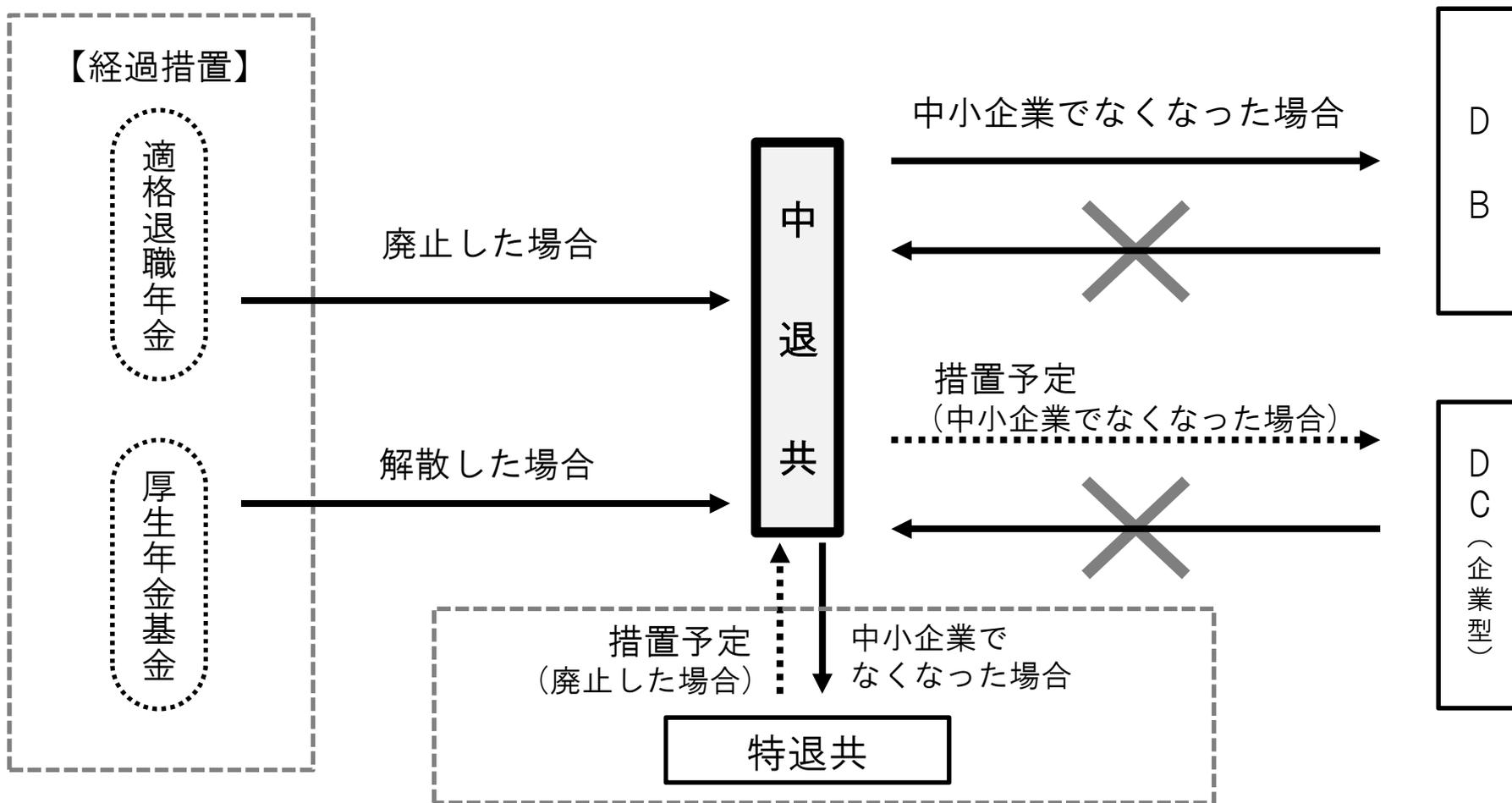
【個人単位のポータビリティ】



中退共と企業年金制度のポータビリティの現況（続き）

- 事業主単位のポータビリティのうち、中退共から他制度への資産移換は、事業再編等の理由により企業規模が拡大し、中小企業でなくなったことを理由として中退共の退職金共済契約が解除された後に企業年金等を実施した場合に措置。
- 他制度から中退共への資産移換は、原則廃止されることとなった制度等について措置。

【事業主単位のポータビリティ】



第57回中退部会における主なご意見

【事業主単位のポータビリティに関する主なご意見】

- 独法改革の一環で中退共からDCへ資産移換ができるようになるのは良いが、中小企業でなくなった場合にしか認められておらず、例えば企業買収の時、グループ企業となった中小企業が中退共に加入していた場合、中退共以外の制度と合わせようとしても中小企業のままでは資産移換ができない。(使用者代表委員)
- 選択肢の拡大は良いが、中退共は中小企業の労働者の退職金をみんなで助け合いながら作っていくもの。例えばDCに移換するのは、本来の趣旨とちょっと外れるのではないか。また、一般的にDCに移行する場合、労使でかなり検討を行っているが、そういう場が果たしてできるのか。従業員100人以下の企業における労働組合の組織率は1%であり、労働者の意見がどのような形で反映されるのか危惧している。(労働者代表委員)
- 事業再編により制度の行き場がなくなってしまうような場合はポータビリティを措置すべき。(公益代表委員)

【個人単位のポータビリティに関する主なご意見】

- 労働市場の流動性が増していく中で、今後ポータビリティ制度が必要になるということは反対するものではないが、中退共は、将来の年金であると同時に、退職金としての意味合いが強い。退職金と企業年金では制度構築が異なる中で、ポータビリティが増せば良いというだけでいいのか、じっくり検討する必要がある。(公益代表委員)
- 労働市場の流動性は、被用者間だけの問題ではない。自営業者と被用者の移動もある。中退部会や企業年金部会での議題ではないかもしれないが、中小企業庁が所管している小規模企業共済も視野に入れて、全体で制度の整合性を考えていかなければ流動性への対応という意味では十分ではない。(公益代表委員)
- 労働者の老後の生活のための資産形成を促進していくという意味では、退職後の受け皿がないということは資産形成においてマイナスになるという観点からすると、企業年金のほか、場合によっては退職手当制度や財形年金貯蓄のような制度も含めてポータビリティを促進すべき。(公益代表委員)
- 他方、資産移換が日常的に行われればポータビリティを通じて関連する制度が一括りにされる可能性があることから、それぞれの制度設計や税制の違いを十分に踏まえながら検討を進めていくべき。(公益代表委員)

中退共のポータビリティに係る考え方の整理

- 労働者の就労形態の多様化や、会社合併等の事業再編の活発化といった最近の労働市場や企業活動の状況を踏まえると、職業生活の引退時等にまとまった退職金・企業年金を受け取ることができるよう、ポータビリティについて制度利用者の選択肢を拡大していくことは望ましい。
 - 退職金制度と企業年金制度はそれぞれ異なる趣旨・目的の下で設立され、その制度固有の考え方に基づき税制上の優遇措置が講じられていることから、制度間のポータビリティを拡充するにあたっては、各制度の果たすべき社会的役割を十分に踏まえた上で、全体として整合性のある形となるように制度の在り方を検討していく必要がある。
 - 現行制度の枠組みを変えずに、ポータビリティを拡充していくことができないか、検討してはどうか。
- ※ 例えば、前回の部会でご意見のあった、会社合併により1つの企業に複数の退職金・企業年金制度が並立し、資産移換できない場合のポータビリティについてどう考えるか。